

京葉工管株式会社安全衛生協力会 会則

令和3年2月1日

京葉工管株式会社

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は京葉工管安全衛生協力会（以下「本会」という）

(目的)

第2条 本会は、京葉工管株式会社の工事安全、品質向上及び業務の円滑化に寄与することを目的とし労働安全衛生法の趣旨を鑑み安全衛生委員会の基本方針に則り、工事下請負基本契約、又は各種の工事契約に基づき施工する工事、その他関連業務に関して、京葉工管株式会社（以下「京葉工管」という）並びに協力会社の会員相互の研鑽を図り、また、親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、千葉市美浜区新港 139-2 京葉工管 本社に置く。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業をする。

- (1) 安全第一を旨とした無事故、無災害の達成に関する事項
- (2) 高品質の工事施工を維持、向上するための技術、技能並びに知識に関する事項
- (3) 京葉工管と会員相互の情報交換、連絡、連携に関する事項
- (4) 会員の相互扶助及び親睦に関する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、京葉工管の工事に従事する協力会社をもって構成する。
なお、京葉工管を特別会員とする。

(入会)

第6条 本会には、京葉工管の工事に従事する全ての協力会社は必ず入会し、その責任者は会長に届けなければならない。ただし、注文書及び請書を持って届出とすることが出来る。

(退会の手続き)

第7条 前条の会員が今後、京葉工管の工事を受注する意思がない場合は、会長承認の上、退会する事が出来る。

また、会員が本会の会則に反した時、又は、京葉工管が認めた時は会長承認の上退会させる事が出来る。

(会員の権利・義務)

第8条 会員は、全て平等の権利と義務を有し、本会の会則を遵守し自主的に協力しなければならない。

第4章 組織及び役員

(組織)

第9条 本会の組織は、以下のとおりとする。

- (1) 安全衛生委員会 会長、副会長、京葉工管(株)安全管理室とする。
- (2) 土木部会 土木及び関連工事等を行う協力会社と京葉工管の社員で構成する。
- (3) 設備部会 設備及び関連工事等を行う協力会社と京葉工管の社員で構成する。

(役員)

第10条 本会は事業の円滑なる運営を図るため次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名 (会員から 1名)
- (4) 各部会長 2名 (京葉工管から 2名)
- (5) 会計 1名 (京葉工管から 1名)
- (6) 会計監査 2名 (京葉工管から 1名、協力会者から 1名)
- (7) 相談役 (必要に応じ若干名)

(役員職務)

第11条 各役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本会の運営の指導、助言を行う。
- (2) 会長は、本会の代表として業務を統括し、役員会の議長となる。
- (3) 役員会の構成は、名誉会長、会長、副会長、部会長 (設備、土木) とする。
- (4) 副会長は、委員会、部会を担当、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (5) 部会長は、部会を代表し部会活動を統括する。

- (6) 会計は、会費の徴収、保管と経費支払等の金銭管理業務を行う。
- (7) 会計監査は、本会の収支決算を管理し、総会に報告する。

(役員を選出)

第12条 役員を選出方法は以下のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、京葉工管の代表取締役をもって充てる。
- (2) 会長及び副会長は、役員会において互選し、総会の承認により選出する。
- (3) 会計は、京葉工管が指名するものとする。
- (4) その他の役員は、役員会が選出し、総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補充のため選出された役員任期は前任者の任期の残余の期間とする。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は以下のとおりとする。

総会・役員会・各部会

(総会及び付議事項)

第15条 定時総会は毎年1回(安全大会にあわせて開催)、臨時総会は役員会がみとめたとき、若しくは会員の1/3以上の要求があったとき開催し、総会の議決は1/2以上の会員が出席(委任状を含む)し、その過半数をもって行う。

総会の付議事項は以下のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 収支決算
- (3) 予算その他本会の運営に必要な事項

(役員会及び付議事項)

第16条 役員会は総会前に必要に応じて開催する。

役員会の付議事項は以下のとおりとする。

- (1) 総会に付託する事項の審議及び原案作成に関する事項
- (2) 本会の事業運営及び活動に関する事項
- (3) 安全衛生・品質管理の活動に関する事項
- (4) その他本会の業務執行に必要な事項

(部会及び付議事項)

第17条 各部会は必要に応じて開催する。また、部会長は京葉工管から選任する。

部会の付議事項は以下のとおりとする。

- (1) 各部会の付議事項は役員会で定める。

(安全衛生委員会)

第18条 安全衛生委員会は、会長、副会長と京葉工管の安全管理室が兼務し、必要に応じて会議を招集する事ができる。

第6章 運営

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第20条 本会則第2条の目的を達成するため、会費を以下のとおり徴収する。

- (1) 京葉工管は月額20,000円を会費とする。
- (2) 会費は発注金額(税抜き)の1/1000とする。
- (3) 臨時に会費を徴収する必要があるときは、役員会の決定により徴収することができる。
- (4) 納付済の会費の払い戻しは行わない。

(経費)

第21条 本会の経費は、原則として会費をもってこれに当てる。

(会計事務)

第22条 会計事務は以下のとおりとする。

- (1) 会費を会費徴収簿に記載する。
- (2) 会費等の収入は銀行預金、現金出納簿により管理する。
- (3) 支出確認は、原則として領収書及び振込依頼書により行う。
- (4) 慶弔金等領収書を徴しがたい場合は、原則として支出確認書を作成するものとする。
- (5) 予算書・決算書を作成する。

(会計監査及び報告)

第23条 会計監査は、監査結果を定例総会に報告しなければならない。

附則

(疑義あるときの取扱い)

1. 本会則に疑義あるとき及び不測の事情が発生したときは、役員会の協議の上、決定する。

(慶弔見舞金)

2. 役員及び会員会社代表者（以下会員）に対する慶弔金は次の通りとし、これ以外の事項については本会役員協議によるものとする。

- (1) 会員が死亡した場合 30,000 円と生花一基
- (2) 会員の両親、配偶者又は子女が死亡した場合 10,000 円と生花一基
- (3) 会員が療養 15 日以上入院した場合 10,000 円
- (4) 会員が結婚した場合 10,000 円

(表彰等)

3. 本会は役員会にて優良と認めた会員に対し安全表彰を行う。

(部会運営)

4. 本会の各委員会、各部会は、役員会の承認をえて運営に必要な細則を設けることができる。

(施行)

5. 本会は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。